

平成 27 年第 1 回野洲市議会定例会提出案件

1 専決処分の承認 1 件

□議第 1 号 専決処分につき承認を求めることについて(平成 26 年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算(第 4 号))

①予算額

- ・補正前予算額 3, 5 1 3, 3 9 7 千円
- ・補正額 5 5 4 千円
- ・補正後予算額 3, 5 1 3, 9 5 1 千円

②補正の概要

【歳入】

- ・歳出の財源として繰越金を計上(554 千円)

【歳出】

- ・第 1 号被保険者保険料の過年度分課税誤りに伴う保険料還付金及び還付加算金を計上(554 千円)

2 新年度予算 11 件

□議第 2 号 平成 27 年度野洲市一般会計予算

□議第 3 号 平成 27 年度野洲市国民健康保険事業特別会計予算

□議第 4 号 平成 27 年度野洲市後期高齢者医療特別会計予算

□議第 5 号 平成 27 年度野洲市介護保険事業特別会計予算

□議第 6 号 平成 27 年度野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計予算

□議第 7 号 平成 27 年度野洲市下水道事業特別会計予算

□議第 8 号 平成 27 年度野洲市墓地公園事業特別会計予算

□議第 9 号 平成 27 年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計予算

□議第 10 号 平成 27 年度野洲市工業団地等整備事業特別会計予算

□議第 11 号 平成 27 年度野洲市土地取得特別会計予算

□議第 12 号 平成 27 年度野洲市水道事業会計予算

※ 詳細は、別紙のとおり

3 補正予算 7 件

□議第 13 号 平成 26 年度野洲市一般会計補正予算(第 5 号)

①予算額

- ・補正前予算額 1 9, 6 2 2, 0 0 1 千円
- ・補正額 Δ 2 7 3, 5 2 1 千円
- ・補正後予算額 1 9, 3 4 8, 4 8 0 千円

②補正の概要

【歳入】

- ・見込みによる市民税法人税割現年課税分の減額（△95,100 千円）
- ・交付額の見込みによる障害者地域生活支援事業費補助金の減額（国庫：△16,082 千円、県：△8,041 千円）
- ・新クリーンセンター整備にかかる循環型社会形成推進交付金の交付額の確定に伴う増額（89,474 千円）
- ・財政調整基金繰入金の減額（△70,500 千円）
- ・滋賀県住宅供給公社の解散に伴う残余財産の分配金及び出資金の返還金の計上（46,402 千円）

【歳出】

- ・国交付金の有効活用による駅舎及び自由通路の整備を進めるため、篠原駅周辺都市基盤整備推進協議会負担金を増額（32,309 千円）
- ・平成 26 年度事業完了に伴う臨時福祉給付金給付事業（△80,131 千円）及び子育て世帯臨時特例給付金給付事業（6,253 千円）の精査
- ・後期高齢者医療広域連合負担金について、平成 26 年度負担金額の請求見込み及び平成 25 年度負担金額の精算による増額（45,507 千円）
- ・民間保育所運営委託料について、対象児童数が当初予算積算時より減となったことによる減額（△67,333 千円）
- ・学童保育所指定管理料について、人件費精査等による減額（△37,050 千円）
- ・童子川 4-1 号雨水幹線工事について、国交付金の交付額に合わせて事業費を精査（△36,980 千円）
- ・篠原分団詰所の移転について、関係機関との調整により、次年度以降の着工となったことによる用地購入費等の減額（△18,019 千円）

□議第 14 号 平成 26 年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 3 号)

①予算額

- ・補正前予算額 5,060,668 千円
- ・補正額 8,371 千円
- ・補正後予算額 5,069,039 千円

②補正の概要

【歳入】

- ・軽減制度の拡大（2割軽減、5割軽減の基準緩和による対象者の増）による保険基盤安定繰入金の増（24,322 千円）
- ・対象者の減による出産育児一時金繰入金の減（△4,200 千円）
- ・高額医療費共同事業拠出金の確定に伴い、国庫の定率（1/4）負担金の額も確定したことによる高額医療費共同事業負担金の増（国 1,360 千円）（県 1,360 千円）

【歳出】

- ・制度改正が無かったことによるシステム改修費の減（△1,620 千円）

- ・一般被保険者療養給付の伸びによる増 (27,702 千円)
- ・退職者被保険者等療養給付費の対象者の減による減 (△40,000 千円)
- ・対象者の減による出産育児一時金補助金の減 (△3,840 千円)

□議第 15 号 平成 26 年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 3 号)

①予算額

- ・補正前予算額 467,204 千円
- ・補正額 58 千円
- ・補正後予算額 467,262 千円

②補正の概要

【歳入】

- ・保険基盤安定繰入金の額の確定に伴う減 (△14 千円)
- ・還付金及び還付加算金の増 (72 千円)

【歳出】

- ・保険基盤安定繰入金の額の確定に伴う広域連合納付金の減 (△14 千円)
- ・還付金及び還付加算金の増 (72 千円)

□議第 16 号 平成 26 年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算(第 5 号)

①予算額

- ・補正前予算額 3,513,951 千円
- ・補正額 △34,992 千円
- ・補正後予算額 3,478,959 千円

②補正の概要

【歳入】

- ・介護給付費の減額に伴う一般会計繰入金の減 (△4,374 千円)

【歳出】

- ・利用者の伸びによる地域密着型介護サービス給付事業費の増 (25,236 千円)
- ・給付費の見込みにより施設介護サービス給付事業費の減 (△85,000 千円)
- ・利用者の伸びによる特定入所者介護サービス給付事業費の増 (14,341 千円)

□議第 17 号 平成 26 年度野洲市下水道事業特別会計補正予算(第 2 号)

①予算額

- ・補正前予算額 1,980,554 千円
- ・補正額 16,267 千円
- ・補正後予算額 1,996,821 千円

②補正の概要

【歳入】

- ・公共下水道事業費繰越金を計上 (16,267 千円)

【歳出】

- ・企業会計への移行業務委託料の減（△10,390千円）
- ・県浄化センター維持管理負担金の増（37,500千円）

□議第18号 平成26年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計補正予算(第1号)

①予算額

- ・補正前予算額 13,427千円
- ・補正額 0千円
- ・補正後予算額 13,427千円

②補正の概要

- ・施設等の管理委託料の精査に伴う支出の組替補正

□議第19号 平成26年度野洲市水道事業会計補正予算(第3号)

【収益的収入及び支出】

〔収入〕

- ・補正前予算額 897,537千円
- ・補正額 7,372千円
- ・補正後予算額 904,909千円

（補正の概要）

- ・水道使用量の使用減による給水収益の減額（△16,849千円）
- ・制度改正に伴う長期前受金の収益化額の確定による増額（24,221千円）

〔支出〕

- ・補正前予算額 862,126千円
- ・補正額 31,419千円
- ・補正後予算額 893,545千円

（補正の概要）

- ・水源地電気代不足による増額（1,260千円）
- ・南部用水受水費不足による増額（4,437千円）
- ・漏水修理委託料不足による増額（1,795千円）
- ・漏水修理用材料費不足による増額（665千円）
- ・制度改正による減価償却費確定による増額（25,445千円）
- ・収入減及び支出増による消費税額の減額（△2,183千円）

【資本的収入及び支出】

〔収入〕

- ・補正前予算額 35,566千円
- ・補正額 △6,874千円
- ・補正後予算額 28,692千円

（補正の概要）

- ・新規加入減少に伴う申込金の減額（△6,874千円）

〔支出〕

- ・補正前予算額 241,261千円
- ・補正額 △2,400千円
- ・補正後予算額 238,861千円

(補正の概要)

- ・新規加入減少に伴う量水器購入費の減額 (△2,400千円)

4 条例の制定・改廃 21件

□議第20号 野洲市入札監視委員会設置条例

市が執行する工事等の入札及び契約手続における公正性の確保と透明性の向上を図るため、第三者による野洲市入札監視委員会を設置する。

施行日 平成27年4月1日

□議第21号 野洲市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行により、新制度における教育長に職務専念に関する義務が課されることとなるため、免除を可能とする条例を制定する。

施行日 平成27年4月1日

□議第22号 野洲市いじめ防止等対策条例

いじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえ、いじめの防止等に関し基本理念や責務を定め、併せて附属機関を設置するため、条例を制定する。

施行日 平成27年4月1日

□議第23号 野洲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

子ども・子育て支援法の規定により、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるため、条例を制定する。

施行日 平成27年4月1日

□議第24号 野洲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」による児童福祉法の改正に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるため、条例を制定する。

施行日 平成27年4月1日

□議第25号 野洲市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提

供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」による児童福祉法の改正に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、条例を制定する。

施行日 平成 27 年 4 月 1 日

□議第 26 号 野洲市特定教育・保育の実施に関する費用徴収条例

「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」による児童福祉法の改正に伴い、教育又は保育に係る利用者負担額の徴収について必要な事項を定めるため、条例を制定する。

施行日 平成 27 年 4 月 1 日

□議第 27 号 野洲市立保育所における延長保育及び野洲市立幼稚園における預かり保育等に関する費用徴収条例

市立保育所の延長保育の保育料を新たに定めることに合わせ、市立幼稚園の預かり保育料及び通園バス使用料の規定の整理を行うため、条例を制定する。

施行日 平成 27 年 4 月 1 日

□議第 28 号 野洲市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第 3 次一括法）」による介護保険法の改正に伴い、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるため、条例を制定する。

施行日 平成 27 年 4 月 1 日

□議第 29 号 野洲市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第 3 次一括法）」による介護保険法の改正に伴い、地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定めるため、条例を制定する。

施行日 平成 27 年 4 月 1 日

□議第 30 号 野洲市事務分掌条例の一部を改正する条例

子ども・子育て支援法の施行に伴う事務の追加など所要の改正を行う。

施行日 平成 27 年 4 月 1 日

□議第 31 号 野洲市行政手続条例の一部を改正する条例

行政手続法の一部が改正され、行政指導の中止等の求め及び処分等の求めに関する規定が設けられたこと等に伴い、同様の規定の追加など所要の改正を行う。

①概要

- ・行政指導の中止等の求め（第 34 条）
- ・処分等の求め（第 35 条の 2）

②施行日 平成 27 年 4 月 1 日

□議第 32 号 野洲市使用料条例の一部を改正する条例

市民活動支援センター内のホール等の夜間利用者が少ないことから、夜間の区分を廃止することに伴い、所要の改正を行う。

①概要

【改正前】

市民活動支援センター

区分 室名	午前	午後	夜間
	午前 10 時～正午	午後 1 時～午後 5 時	午後 6 時～午後 9 時
会議室及びスタジオ・調整室	300 円	600 円	1,000 円
ホール	1,000 円	2,000 円	3,000 円

【改正後】

市民活動支援センター

区分 室名	午前	午後
	午前 10 時～正午	午後 1 時～午後 5 時
会議室及びスタジオ・調整室	300 円	600 円
ホール	1,000 円	2,000 円

②施行日 平成 27 年 4 月 1 日

□議第 33 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、教育委員長と教育長を一本化した新教育長が設置されることとなったこと等から、関係条例の整備を行う。

①改正条例

- (1) 野洲市職員定数条例
- (2) 野洲市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
- (3) 野洲市特別職報酬等審議会条例
- (4) 野洲市長等の給与及び旅費に関する条例
- (5) 野洲市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条

例

(6) 野洲市職員等の旅費に関する条例

②施行日 平成 27 年 4 月 1 日

□議第 34 号 野洲市立保育所条例等の一部を改正する等の条例

野洲市特定教育・保育の実施に関する費用徴収条例等の制定に合わせ、関係条例の改廃を行う。

①改正条例等

(1) 野洲市立保育所条例

(2) 野洲市立幼稚園条例

(3) 野洲市使用料条例

(4) 野洲市保育所における保育に関する条例（廃止）

②施行日 平成 27 年 4 月 1 日

□議第 35 号 野洲市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の制定による介護保険法の改正に伴い、所要の改正を行う。

施行日 平成 27 年 4 月 1 日、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律第 6 条中介護保険法第 8 条の改正規定の施行の日

□議第 36 号 野洲市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の制定による介護保険法の改正に伴い、所要の改正を行う。

施行日 平成 27 年 4 月 1 日

□議第 37 号 野洲市介護保険条例の一部を改正する条例

第 6 期介護保険事業計画（平成 27 年度～平成 29 年度）に基づき、保険料を改正する。

①概要

平成 27 年度から平成 29 年度までの保険料率

所得段階 10 段階⇒12 段階

第 5 段階（1 年間の保険料の基準額） 「59,400 円」⇒「66,240 円」

②施行日 平成 27 年 4 月 1 日

□議第 38 号 野洲市野洲駅北口広場管理条例の一部を改正する条例

野洲駅南口広場整備工事の完了に伴い、野洲駅南口を野洲駅南口駅前広場として

定め、野洲駅北口広場を含む駅前広場全体の適正な管理を図るため、所要の改正を行う。

①概要

- ・題名の変更
⇒野洲市野洲駅駅前広場管理条例
- ・第2条（広場の名称・区域）
 - (1) 野洲駅南口 野洲駅南口駅前広場
 - (2) 野洲駅北口 野洲駅北口駅前広場広場の区域は、市長が別に定め、これを告示する。

②施行日 平成27年4月1日

□議第39号 野洲市消防団員の定数、任免、給与、服務、懲戒等に関する条例の一部を改正する条例

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の制定に伴い、消防団の加入促進及び消防団員の処遇改善のため、所要の改正を行う。

①概要

- ・第3条
市内に居住する者（年齢満18歳以上45歳未満）→市内に居住又は勤務（18歳以上）
- ・別表第2（第4条関係）

非常出動	1,500円（日当）	→2,100円（1回）
訓練等出動	1,100円（日当）	→1,700円（1回）

②施行日 平成27年4月1日

□議第40号 野洲市ものづくり経営交流センター条例を廃止する条例

東京大学・立命館大学と連携して市内企業を中心とした技術伝承、企業支援、先端知識の提供を行ってきたものづくり経営交流センターについて、設立の当初目的が一定達成できたことから、当センター機能を一般施策化し施設を廃止するため、当該条例を廃止する。

施行日 平成27年4月1日

5 その他 3件

□議第41号 土地の減額譲渡について

北比江字吉茶市鼻105番7、345.78㎡の土地を減額譲渡することにつき、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求める。

譲与する相手方 [市内在住の個人]

□議第42号 市道路線の認定について

次の市道路線を認定することについて、道路法第8条第2項の規定に基づき議会の議決を求める。

・認定路線・・・西ノ川原 15 号線、町ノ裏 5 号線

□議第 43 号 野洲市子ども・子育て支援事業計画の策定について

野洲市子ども・子育て支援事業計画を策定することについて、野洲市議会基本条例第 11 条第 4 号の規定に基づき、議会の議決を求める。